

平成 25 年 11 月 21 日  
独立行政法人国民生活センター

## 消費者契約法に関連する消費生活相談の概要と主な裁判例

全国の消費生活センターには、消費者と事業者との間で締結される商品やサービスの契約に関して多数の相談が寄せられており、消費生活相談の現場では各種の法令等に基づき、その被害の救済に取り組んでいる。なかでも消費者契約法（以下、法）は、あらゆる消費者契約を対象として、事業者の不当な勧誘や不当な契約条項によって被害を受けた消費者の事後救済を可能とするものであり、消費者契約にかかわるトラブルを解決する有効な手段として活用されている。

国民生活センター（以下、当センター）では、法に関連する消費生活相談を整理し、事業者の不当な勧誘や不当な契約条項について、代表例と傾向をまとめている<sup>（注1）</sup>。また法の施行（2001年4月1日）後は、法に関連する主な裁判例について収集し情報提供している。

今回は、昨年11月公表以降に把握できたものを取りまとめた。

### 1. 法に関連する消費生活相談の概要

法に関連する消費生活相談として、事業者の「不当な勧誘（4条関連）」と「不当な契約条項（8～10条関連）」の代表的な例とその件数について、直近3年分を以下にまとめた〔表1〕。

#### （1）不当な勧誘（4条関連）

「販売方法」に関する相談のうち、代表的な販売手口等を挙げている。このうち、「(1)消費者を誤認させる勧誘」では、「虚偽説明」が32,541件（2012年度。以下同じ）、「説明不足」が38,345件、「サイドビジネス商法」が8,245件となっているが、これらは主に事業者のセールストークに問題のあったものである。また、「販売目的隠匿」が11,965件、「無料商法」が25,523件、「点検商法」が5,294件、「身分詐称」が6,167件となっているが、これらは主に勧誘の入り口の段階で消費者を誤認させる手口である。「(2)消費者を困惑させる勧誘」では、「強引・強迫」行為に関する相談件数が多く、60,879件であった。「(3)その他不適切な勧誘」では、「二次被害」が14,618件、「次々販売」が8,705件、「判断能力に問題のある人の契約」が8,689件となっている。

#### （2）不当な契約条項（8～10条関連）

「契約・解約」に関する相談のうち、不当条項に関連する相談の内容を挙げている。法9条1号に関連する「解約料」に関する相談は28,929件、9条2号に関連する「遅延金」に関する相談は6,410件、10条に関連する「保証金等」の相談は16,349件となっている。

（注1）法における不当行為については本資料18ページ参照。

〔表1〕法に関連する消費生活相談\*の概要

年度	2010年度	2011年度	2012年度	備考	
相談総件数	896,886	883,721	859,279		
「販売方法」に関する相談件数	369,987 (41.3%)	401,608 (45.4%)	406,607 (47.3%)		
「契約・解約」に関する相談件数	675,308 (75.3%)	619,884 (70.1%)	606,248 (70.6%)		
不当な勧誘（4条関連） 代表的な販売手口等	(1)消費者を誤認させる勧誘：消費者契約法の不実告知、断定的判断の提供、不利益事実の不告知となるような販売手口の問題を含む相談。				
	虚偽説明	28,598 (7.7%)	30,445 (7.6%)	32,541 (8.0%)	虚偽の説明により誤認した相談など。虚偽の説明があった場合でも、他に具体的な手口がわかっているものは含まれない。架空・不当請求の相談は除外。
	説明不足	35,430 (9.6%)	37,376 (9.3%)	38,345 (9.4%)	勧誘の際の説明不足が原因で誤認した相談など。クレーム処理の際の説明不足も含む。
	サイドビジネス商法	9,072 (2.5%)	8,560 (2.1%)	8,245 (2.0%)	「内職・副業(サイドビジネス)になる」「脱サラできる」などをセールストークにした手口により誤認した相談など。
	販売目的隠匿	11,464 (3.1%)	11,840 (2.9%)	11,965 (2.9%)	販売目的を隠した勧誘により誤認した相談など。アポイントメントセールスを含む。
	無料商法	28,807 (7.8%)	27,724 (6.9%)	25,523 (6.3%)	「無料サービス」「無料招待」「無料体験」など「無料」であることを強調した手口により誤認した相談など。
	点検商法	5,184 (1.4%)	5,000 (1.2%)	5,294 (1.3%)	「点検に来た」と来訪し、「水質に問題がある」「ふとんにダニがいる」など事実と異なることを言う手口により誤認した相談など。
	身分詐称	4,083 (1.1%)	4,983 (1.2%)	6,167 (1.5%)	販売員が公的機関や有名企業の職員や関係者であるかのように思わせる手口により誤認した相談など。
	(2)消費者を困惑させる勧誘：消費者契約法の不返去、退去妨害となるような販売手口の問題を含む相談。				
	強引・強迫	52,046 (14.1%)	53,912 (13.4%)	60,879 (15.0%)	強引・強迫行為により困惑した相談など。クレーム処理の際の行為等や電話による勧誘も含む。架空・不当請求の相談は除外。
	長時間勧誘	4,200 (1.1%)	3,987 (1.0%)	3,825 (0.9%)	長時間にわたる勧誘により困惑した相談など。電話による勧誘も含む。
	夜間勧誘	1,938 (0.5%)	1,872 (0.5%)	1,738 (0.4%)	夜間の勧誘により困惑した相談など。電話による勧誘も含む。
	(3)その他不適切な勧誘：ただちに現行の消費者契約法の対象とはならないが、不適切な勧誘として議論される販売方法の問題を含む相談。				
	二次被害	12,109 (3.3%)	16,878 (4.2%)	14,618 (3.6%)	一度被害にあった人を再び勧誘して、二次的な被害を与える手口。
次々販売	9,731 (2.6%)	9,158 (2.3%)	8,705 (2.1%)	一人の者に次々と契約をさせるような手口。勧誘を断れない消費者につけ込んで、不必要とも思える商品を購入させる相談など。	
判断能力に問題のある人の契約	7,078 (1.9%)	7,643 (1.9%)	8,689 (2.1%)	何らかの理由によって十分な判断ができない者の契約であることが問題となっている相談。いわゆる適合性原則に関連した相談など。	
不当な契約条項（8～10条関連） 関連する相談の内容	解約料	24,225 (3.6%)	26,293 (4.2%)	28,929 (4.8%)	契約の解除に伴う不当な損害賠償額の請求を定めた条項についての相談を含む、解約料に関する相談全般。
	遅延金	5,614 (0.8%)	5,990 (1.0%)	6,410 (1.1%)	金銭の支払いが遅延した場合の不当な損害賠償金を定めた条項についての相談を含む、債務の履行が遅れたことによる損害賠償金(遅延金、遅延損害金、遅延利息等)に関する相談全般。
	保証金等	19,082 (2.8%)	17,537 (2.8%)	16,349 (2.7%)	不動産賃貸借で、原状回復費用を不当に消費者に負担させることを定めた条項についての相談を含む、債務者が契約時に予め債権者等に対して預ける金銭(手付金、敷金、礼金、内金など)に関する相談全般。

\* ( ) 内の数値は、割合(%)。「販売方法」に関する相談、「契約・解約」に関する相談は相談総件数のうちの割合。「不当な勧誘(4条関連)」は、「販売方法」に関する相談のうちの割合。「不当な契約条項(8～10条関連)」は、「契約・解約」に関する相談のうちの割合。

\* 不当な勧誘(4条関連)については、「販売方法」に関する相談のうち「代表的な販売手口等」を、不当な契約条項(8～10条関連)については「契約・解約」に関する相談のうち「(不当条項に)関連する相談の内容」を記載。

\* 「販売方法」と「契約・解約」、「代表的な販売手口等」と「関連する相談の内容」の各項目は、すべて複数回答項目。

\* 不当な勧誘(4条関連)及び不当な契約条項(8～10条関連)の各項目は、消費者契約法の対象となる相談を含むものであるが、すべてが同法の対象となる相談ではない。

\* データは2013年9月末日までのPIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク・システム)<sup>(注2)</sup>登録分。

(注2) PIO-NET(パイオネット：全国消費生活情報ネットワーク・システム)とは、国民生活センターと全国の消費生活センターをオンラインネットワークで結び、消費生活に関する情報を蓄積しているデータベースのこと。

なお、[表 1] 不当な勧誘の代表的な販売手口等のうち「虚偽説明」では、ファンド型投資商品や出会い系サイトの他、2012 年度は健康食品の相談も多かった。「強引・強迫」では、2011 年度までは投資用マンションや新聞の相談が多かったが、2012 年度は健康食品の相談が急増した。

不当な契約条項に関連する相談の内容のうち「解約料」では、賃貸住宅に関する相談の他、携帯電話サービス等の通信関連相談が多く寄せられた。

## 2. 法に関連する主な裁判例

当センターが法の施行後 2013 年 9 月末日までに把握した、法に関連する主な裁判例は 304 件である。[表 2] に、2012 年 11 月 1 日に公表した「消費者契約法に関連する消費生活相談の概要と主な裁判例」以降に把握した 55 件の判決を掲載した。

55 件の内容を見ると、「不当な勧誘（4 条）」関連の判決が 24 件、「不当な契約条項（8～10 条）」関連の判決が 22 件、適格消費者団体が法に基づいて差止請求を行う「消費者団体訴訟」の判決が 9 件であった。

### （1）不当な勧誘（4 条）関連の判決〔表 2（1）〕

24 件のうち 8 件（表中 1、4、5、7、11、17、18、19）が、金融商品の取引に関連する契約の取消し等を求めた事案であるが、いずれも法 4 条による取消しは否定されている。

不動産の売買契約についての事案（表中 12、13、14、24）のうち、表中 12、14 においては、いずれも事業者側の不実告知などを認め、消費者による取消しの主張が認められている。

なお、放送受信契約に関し、未払い受信料の支払いを求める訴えが複数提起されている（表中 21、23）が、いずれについても法 4 条による契約の取消しを認めておらず、未払い受信料について支払義務があるとの判決が出されている。

### （2）不当な契約条項（8～10 条）関連の判決〔表 2（2）〕

22 件のうち 11 件（表中 4、6、7、8、9、10、15、16、18、19、22）が不動産賃貸借関係の裁判<sup>（注 3）</sup>であった。賃貸借契約の更新料に関する事案（表中 4、9、10）では、賃貸借契約書に一義的かつ具体的に記載された更新料条項は更新料の額、賃貸借契約が更新される期間等に照らし高額過ぎるなどの特段の事情がない限り、更新料条項は法 10 条に反しないとされているところであり（最高裁平成 23 年 7 月 15 日第二小法廷判決参照）、いずれの事案においても特段の事情は認められないとして、法 10 条による無効は認められなかった。また、賃貸借契約において通常損耗の原状回復義務を賃借人に負わせる旨の特約が法 10 条に反して無効であると主張した事案（表中 18、22）においては、特約に基づく義務が認められるためには賃貸人と賃借人の間で特約の内容について明確に合意されていることが必要であるとした上で、契約書等に内容が明示されていること等をもって、いずれの事案も合意がなされているとして、特約の有効性を認めている。

法 10 条について判断した事案の中で、幼稚園の入園辞退時に入園金を返還しない旨の合意について、大阪簡裁平成 25 年 2 月 22 日判決（表中 17）は、幼稚園側の有責的事情を原因とした入園辞退には合理的な理由があると認められ、そのような場合でも入園金を返還しないという合意は信義則に反し、法 10 条に反するとした。

---

（注3）建物賃貸借契約の当事者（賃貸人・賃借人）間の、当該契約に関連する紛争についての裁判を指す。

### (3) 消費者団体訴訟〔表2(3)〕

適格消費者団体が法に基づいて差止請求を行う「消費者団体訴訟」の判決が地裁で4件、高裁で5件あった。

消費者団体訴訟は、事業者の不当な勧誘行為、不当な契約条項等について、一定の要件の下に、適格消費者団体が差止訴訟を提起することができるという制度である（法3章、特定商取引法5章の2、景品表示法10条）。

制度施行（2007年6月）<sup>（注4）</sup>後2013年9月末日までに当センターが把握した法に基づく消費者団体訴訟の判決24件のうち、適格消費者団体の請求を認めたものは10件である。なお、消費者団体訴訟の中には、事業者が適格消費者団体の請求を認諾して終結したケースや、事業者が適格消費者団体の請求を受け入れる形で訴訟上の和解が成立したケースもある。

適格消費者団体による差止請求訴訟に関し、携帯電話利用サービスに関する契約のうち契約期間を2年間とする定期契約における解約金条項<sup>（注5）</sup>については、法9条1号及び10条に反しているとして複数件の差止請求がなされている。

大阪高裁平成24年12月7日判決（表中3）、大阪高裁平成25年3月29日判決（表中7）、大阪高裁平成25年7月11日判決（表中9）と、高等裁判所において3件の判決が出されたが、いずれも、法9条1号にいう「平均的損害」の額を算定した上で、解約金条項に基づいて消費者が支払わなければならない金額が平均的損害額を下回っていると判断し、法9条1号には反しないとした。また、いずれの判決においても、解約金条項は、社会通念上著しい長期間にわたって解約を制限するものではないことなどを理由に、信義則に反して消費者の利益を一方的に害する条項であるとはいえず、法10条にも反しないとした。

これらの判決については、いずれも最高裁判所への上告受理申立てがなされており、解約金条項に対し最高裁判所がどのような判断を行うのかが注目される。

### 3. 情報提供先

消費者庁 地方協力課

消費者庁 消費者制度課

内閣府消費者委員会事務局

---

（注4）景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）に基づく消費者団体訴訟の制度は2009年4月1日施行、特定商取引法（特定商取引に関する法律）に基づく消費者団体訴訟の制度は2009年12月1日施行である。

（注5）基本使用料金が通常の契約より割り引かれるが、契約期間内に解約する場合には業者に対して解約金を支払う旨の契約条項をいう。

〔表2〕消費者契約法に関連する主な裁判例

(1) 不当な勧誘(4条)関連

	判決	原告(控訴人、上诉人)の主張	判決の内容
1	広島地裁平成23年4月26日判決	被告からユーロ建て債券を購入したものの同取引によって損失を被った原告が、被告の従業員の勧誘行為には適合性原則違反、説明義務違反等違法事由が存在したとして被告に対する使用者責任及び、本件商品は欠陥があるにもかかわらず、原告がそのリスクについて正しく理解していなかったことに乗じて売買されたものであるとして、公序良俗違反、錯誤無効、詐欺もしくは法4条違反による取消しを主張した。	被告の従業員は本件債券につき元本が保証されないことを説明していること等から虚偽の説明があったとは認められない。また、重要事項の不告知があったともいえない。また、被告の従業員は原告に対し元本毀損(きそん)の可能性があることも説明していることから、不利益事実の不告知があったということもできないとして、法4条による取消しはできないとした。
2	さいたま地裁平成23年6月22日判決	控訴人は、信用情報収集調査等を業務とする被控訴人と調査委任契約を締結し、その後契約を解除したところ、被控訴人が契約解除までの調査分の報酬60万円等の支払いを求めた。これに対し、控訴人は、本件契約の申込みの意思表示をするにあたって、被控訴人担当者による退去妨害があったとして、法4条3項2号もしくは強迫(民法96条1項)に基づく取消し等を主張した。	本件契約においては、147万円という高額な報酬額であったこと、早急な調査を必要とするほど切迫したものではなかったこと、一方具体的な報酬請求権の発生時期を早める契約内容であったこと等からすれば、控訴人が契約の内容を冷静に吟味した上で申込みの意思表示をしたとは認められない。被控訴人の従業員は、本件契約の勧誘に際し、控訴人を困惑させ、よって契約申込みの意思表示をさせたものといえるため、法4条3項2号によって取消しが認められるとした。
3	大阪高裁平成23年7月12日判決	原告が被告Y1会社が経営するクリニックにおいて、被告Y2による脂肪吸引手術を受けたところ、両大腿部(だいたいぶ)の内側に皮膚潰瘍の障害が残り、これは被告Y2に手技上の注意義務違反および説明義務違反があったことが原因であるとして、被告Y1に対し債務不履行、使用者責任に基づく損害賠償、法4条1項2号または2項に基づく取消しを、被告Y2に対し、不法行為に基づく損害賠償、法4条1項2号または2項に基づく取消し等を求めた。原審では、Y2には手技上の注意義務違反があること、Y1の使用者責任を一部認めしたが、消契法については、Y1が勧誘したのではなくXが脂肪吸引のために赴いていること、Y2らが断定的判断の提供をしたことを認めるに足る証拠はないとして取消しを認めなかった。Y2が控訴。	控訴人に手技上の過失があることは認めしたが説明義務違反はないとし、控訴人の請求を一部認めた。なお、法4条1項2号または2項の判断については原審の判断を支持した。
4	東京地裁平成23年11月9日判決	原告は、被告の従業員らの勧誘を受けて、投資信託受益権を購入する契約を締結し、被告に代金等5億1575万円を支払ったところ、原告が被告の従業員の勧誘は適合性に反するとして債務不履行、不法行為に基づく損害賠償請求のほか、本件投資信託には10年間の解約・換金ができないという制限があるにもかかわらずその旨を説明しなかったことは、法4条2項の不利益事実の不告知に当たるとして契約の取消し等を求めた。	本件投資信託には、受益者が信託期間である10年間で中途解約を請求することができないという契約制限が付されているものと認められ、これは法4条4項の重要事項に当たると認められる。しかし、被告の従業員は原告に対しこの事実を説明したと認められるため、消費者の不利益になる事実を故意に告げなかったものとは認められないとして、法4条2項による取消しを認めなかった。
5	広島高裁平成23年11月25日判決	被控訴人からユーロ建て債券を購入して損失を被った控訴人が、当該債権を購入する際、被控訴人の勧誘行為に適合性原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供があったとして、被控訴人に対し使用者責任による損害賠償を求めるとともに、本件売買契約は公序良俗違反、錯誤、詐欺、法4条違反に該当し、無効または取消し原因があると主張した。	原審を支持して、法4条の断定的判断の提供には当たらないとした。

6	東京地裁平成23年 12月1日 判決	原告は、自己が経営するホームセンターで商品を購入した顧客に対し、商品の運搬のための自動車を1時間無償で貸与するサービスを行っていた。原告のホームセンターで商品を購入した未成年の被告は、自宅に商品を運搬するため、原告の軽トラックを借りて運転していたところ、ガードレールに接触させる事故を起こし、車両を損傷させた。そこで原告は、被告に対し、本件車両のリース解約料相当額の損害賠償を請求した。被告は、未成年者取消および本件車両の使用貸借契約の締結に当たっては、原告は被告に対し事故による損傷の場合、保険を適用せずに借用人に負担を求めることがあるなど顧客にとって重大かつ不利益な事実を告知しなかったことから消費者契約法4条2項による取消しを主張した。原審は、被告の未成年者取消を認めたため、原告が控訴。	本件契約締結の際、原告が被告に対し提示した「レンタル車使用についてのお願ひ」には、過失による破損、故障の修理費は顧客の負担となる旨記載されているのであって、車両保険を適用しないことを前提としている。したがって、重要事項について消費者の不利益となる事実を故意に告げなかったものと認めることはできないとして、法4条2項による取消しを認めなかった。未成年者取消についても、法定代理人の包括的な同意があったものとして取消しは認められないとして、原判決を取消し、原告の請求を認容した。
7	東京地裁平成24年 1月19日 判決	原告が、被告会社Y1の従業員である被告Y2から勧誘され被告会社との間で委託契約を締結し、商品先物取引を行ったが、その勧誘及び取引経緯には、適合性原則違反、説明義務違反があるとして、被告Y2に対し民法709条に基づき、被告会社に対し民法715条に基づき損害賠償を求めた。また、予備的に、法4条2項の不利益事実の不告知により先物取引委託契約を取消したとして、被告会社Y1に対し、不当利得の返還請求をした。なお、反訴事件は、被告会社Y1が原告に対し商品先物取引において委託証拠金を控除した差損金の支払いを求めたものである。	被告Y2が原告を勧誘して先物取引をさせたこと自体が違法であるとはいえないものの、被告Y2が原告に商品先物取引のリスクを理解させるに十分な説明をしたとはいえず、被告Y2には委託契約締結時において説明義務違反及び適合性原則違反が認められるから、民法709条の不法行為責任を負い、被告Y2の行為について被告会社は民法715条の使用責任を負う(ただし、過失相殺2割)。法4条2項の不利益事実の不告知による取消しについては、将来における金の価格は、同項本文にいう重要事項には当たらないから、取消しは認められないとした。なお、反訴事件に関し、本件取引により生じた差損金については、その2割について、原告は被告会社Y1に対し責任を負うとした。
8	東京地裁平成24年 1月31日 判決	旅行業者である被告との間で旅行契約を締結して被告主催のツアーに参加した原告らが、被告の債務不履行または法4条4項1号に規定する重要事項に係る説明義務違反の不法行為によって損害を被ったと主張して、損害賠償を求めた。原告らは、被告が船室の分類について船会社と異なる基準を用いていたため、原告らの申し込んだ船室とは異なる分類の船室が船会社によって割り当てられたとして、手配債務の不履行であると主張した。	被告に手配債務の不履行があったとはいえない。原告は、原告が申し込んだキャビンタイプには健康者仕様と身体障害者仕様の2種類があり、申込者にどちらの船室が割り当てられるかわからないことが、法4条4項1号に規定する重要事項に当たり、これを原告らに説明しなかったことが説明義務違反の不法行為に当たると主張するが、こうした事項は法4条4項1号に規定する重要事項には該当しないとして、原告の請求を棄却した。
9	東京地裁平成24年 2月3日 判決	建物の賃貸人である原告が、賃借人である被告Y1及び連帯保証人である被告Y2に対し、未払賃料等の支払いを求めた。被告らは、本件建物の他の居室について賃料の値下げがあったにもかかわらず、これを隠して被告Y1との間で本件賃貸借契約を締結しており、これは法4条2項に違反する行為であると主張した。	原告が、被告Y1に対し、本件建物の居室の賃料が一律であると説明するなどして、被告Y1に利益となる旨を告げたことは認められないから、法4条2項の不利益事実の不告知による取消しは認められない。また、原告が、被告Y1に対し、他の居室の賃料額を説明しなかったからといって、それが被告Y1に対する不法行為であるとはいえない。本件賃貸借契約が無効あるいは取消し得るものとはいえない以上、被告Y1に他の居室の賃料額との差額の不当利得返還請求権が生ずるともいえないとして、原告の請求を認容した。
10	東京地裁平成24年 2月16日 判決	原告が、被告との間で継続的に金銭の借入、弁済を行ったことにつき、その取引について利息制限法の引直計算を行った結果、最終取引日において過払金が生じているとして不当利得の返還を請求した。なお、原告と被告は、極度額借入契約に基づく債権債務がないことを相互に確認する旨の和解契約を締結したが、原告は本件和解契約について錯誤無効、法4条2項による取消しを主張した。	本件和解契約に関し、錯誤無効は認められない。本件和解契約は被告から勧誘されて締結されたものではなく、契約締結の際、被告担当者としては本件取引について過払金を算定し、これを原告に告知すべき法律上の義務があるとはいえないから、結果的に多額の過払金が発生していたとしても、これを原告に告げなかったことが重要事項について原告の不利益となる事実を故意に告げなかった場合に該当するとはいえない。よって、本件和解契約の無効または取消しは認められないとした。原告の主張は、本件和解契約締結後に判明した、原告が被告に対して過払金返還請求権を有するという事実を前提とするものであるところ、その権利は、本件和解契約によって消滅したことになるとして、原告の請求を棄却した。

11	東京地裁平成24年 3月8日 判決	64歳の原告は、証券会社である被告の担当者からの勧誘を受けて、2つのユーロ建て債券を購入した。そのうちの1つについては償還期限が30年で5000万円というものであるが、被告の担当者は原告に対し償還は1年半後になされるなどの説明をし原告を誤信させ契約を申し込ませており、これは法4条1項に定める不実の告知または断定的判断の提供にあたる。また、もう1つの契約については、円高の状況を見極めるため少し待ってほしいと言ったところ、被告の従業員は当該商品は為替レートとは関係ないのですぐに購入するようにと勧めたため申し込んだのであり、こちらの勧誘も法4条1項に該当するとして、本件契約の取消し等を求めた。他に錯誤無効、適合性原則違反を主張した。	本件契約に際し、原告と被告の担当者間で、本件ユーロ債の内容、為替相場の見込み、早期償還条件等について意見交換がされたことはあっても、被告の担当者が一方的に不実の事実または断定的事実の告知をしたとまでは認めるに足りないとして原告の請求を棄却した。(他の主張も認めず)
12	東京地裁平成24年 3月27日 判決	消費者である原告は、被告から不動産投資を勧められて2件の不動産を購入したが、その後、本件不動産の価格下落が判明したこと、被告から重要事項について不実の事実を告げられ、かつ断定的判断の提供をされたこと等を主張し、法4条1項2号による本件契約の取消しを求めた。	被告は、原告に対し、本件契約の締結の際、重要事項である物件の客観的な市場価格を提示しておらず、非現実的なシミュレーションにより原告に月々の返済が小遣い程度で賄えると誤信させたなど、被告は重要事項について原告に不利益となる事実を故意に告げなかったと認められるとして、原告の請求を全部認容した。
13	東京地裁平成24年 3月29日 判決	原告X1及びX2は、建設業者である被告との間で、自宅を新築する旨の請負契約を締結したが、上棟まで工事が進んだところで請負契約を合意解除したとして、原告らが被告に対し原状回復等を求めたのに対し、被告が解除は原告の自己都合であるとして、出来高の残代金等を反訴にて請求した。原告は、被告は本件契約書約款33条1項に定める請負工事を解除した際の未完成部分の所有権が原告に存するという重要事項に関する不利益な事実を告知していないため、法4条2項により当該特約を取消すと主張した。	本件では、何の事実をもって消費者である原告の利益となる事実を告げたことになるのか不明であるうえ、原告の不利益となる事実が仮に約款33条1項に当たるとしても、被告がこれを故意に告げなかった事実は認められないとして、法4条2項による取消しを認めなかった。
14	東京地裁平成24年 5月15日 判決	買い手である原告(業者)と売り手である被告(消費者)の間で締結した不動産の売買契約について、原告が被告の債務不履行を理由に手付金の返還と損害賠償を求めたのに対し、被告は、原告は高齢で意思能力がなく、また、本件不動産の唯一の所有者であると誤信していた被告に、本件不動産の時価につき不実告知をし、時価よりも著しく低い価格を売買代金として契約を締結させていると主張し、錯誤・暴利行為による無効、詐欺・法4条1項1号による取消し、9条による無効を主張した。	錯誤、暴利行為については認めなかったが、本件契約の締結についての勧誘に際し、原告に不実告知があったとして、法4条1項1号の取消しを認めた。
15	横浜地裁平成24年 6月26日 判決	被告は、消費者金融業者である原告との間で金銭消費貸借契約を締結していたが、毎月の返済が滞りがちであったことから、原告に相談したところ「今後の利息をなしにして支払う方法があります」と告げられ、約55万円の債務があること、毎月1万円ずつ分割で支払うこと等を内容とする契約を締結した。しかし、この時点で既に過払金が発生しており、貸金債務は存在していなかったにもかかわらず、原告の従業員が貸金債務の存在を告げて契約を締結させたものであるとして、法4条1項1号により取消すと被告が主張した。	原告の従業員は、貸金債務が存在しないにもかかわらず、貸金債務が存在する旨を告げたものと認められ、貸金債務が存在するかどうかは本件契約を締結するか否かの判断に影響を及ぼすものと認められるから、原告は重要事項について事実と異なることを告げたと認められるのであり、被告は法4条1項1号により、本件契約を取消することができるとした。

16	東京地裁平成24年 8月8日 判決	被告Y3所有の自動車を被告Y1が運転中に赤信号に従わなかったことにより交通事故が発生し、訴外被害者らは、被告Y1に対して不法行為に基づき、被告Y3に対して自賠法3条に基づき、それぞれ損害賠償請求権を取得した。その賠償金を自動車保険契約に基づき被害者らに支払った保険会社である原告が、保険法25条1項により各損害賠償請求権を代位取得し、被告Y1に対し民法709条に基づき、被告Y3に対し自賠法3条に基づき、被告Y2に対し連帯保証契約に基づいて損害賠償等の請求をした。これに対し被告Y2が、本件連帯保証契約は合意しておらず、仮に合意しているとしても主債務者の責任の範囲につき不実の告知をしているため、本件契約を法4条1項1号により取消すとの主張をした。	被告Y2が主債務の範囲を誤認したことは認められないとして、取消しを認めなかった。
17	大阪地裁平成25年 1月15日 判決	会社代表者である原告が、被告証券会社からEB債を購入したことにつき、被告に対して、選択的に、債券の購入契約は錯誤無効であるとして不当利得返還請求及び不法行為に基づく損害賠償を請求し、また、被告担当者の勧誘が消費者契約法4条1項1号、2号及び4条2項に該当するとして、不当利得返還請求及び不法行為に基づく損害賠償を請求し、さらに、被告担当者の勧誘が適合性原則違反及び説明義務違反に該当するとして、不法行為に基づく損害賠償を請求した。	原告が会社の代表取締役であり、会社において社債発行の経験があったこと、株式の現物取引等の経験があること、金融資産を有していることなどを理由に適合性原則違反については否定し、錯誤無効、消費者契約法の断定的判断の提供、不実告知、不利益事実の不告知についても否定した。説明義務違反につき、被告担当者の勧誘を全体としてみれば、本件債券の実際のリスクに比してリスクが小さいかのような印象を与えるものであり、流動性リスクと相まった信用リスクの存在についての注意喚起としては不十分であったとして、これを認めた。(過失相殺8割)
18	東京地裁平成25年 1月15日 判決	証券会社である被告から転換社債型新株予約権付社債を購入した原告が、社債の購入契約が錯誤または公序良俗違反により無効であると主張して不当利得の返還を請求し、また、被告の従業員に虚偽説明、断定的判断の提供または説明義務違反があったと主張して債務不履行または不法行為に基づく損害賠償を請求した。	錯誤無効、公序良俗違反、被告の従業員による虚偽説明、説明義務違反について否定した。また、社債の売却についてたずねた原告に対して断定的判断の提供を行ったとの主張についても否定し、原告の請求を棄却した。
19	東京地裁平成25年 2月19日 判決	消費者である原告が、被告の発行する社債を購入した際、社債を購入する消費者にとって重要な事項である社債管理者の設置の有無について、被告がこれを設置していないという原告にとって不利益な事実をあえて告げておらず、原告はこのことを告知されていれば本件社債を購入することはなかったとして、法4条2項に基づき本件契約の申込みの意思表示を取消し、被告に対して不当利得返還請求をした。また、被告は、原告による法4条2項に基づく取消しの主張を争っているにもかかわらず原告に約束した本件の社債の利息を支払わないため、原告は契約を解除するとの意思表示をした。	被告が社債管理者を設置していないことを原告に告げなかったこと、原告の本件社債購入申込みの意思表示との間には因果関係が認められないから、法4条2項に基づく原告の主張には理由がない。被告は、原告が社債権者であることを認め、原告による法4条2項に基づく取消しの主張を争うにもかかわらず、約束した利息の支払をしないことは、被告の債務不履行と認められ、契約解除による損害賠償として原告に購入代金相当額を支払う義務があるとして、原告の請求を認容した。



20	東京地裁平成25年 2月27日 判決	消費者である被告は、補助参加人から宝飾品の購入契約を締結し、その資金を訴外銀行から借り受けるにあたり、別業者と保証委託契約を締結した。その後別業者の権利義務を承継した原告が、保証委託契約に基づき求償権を取得したとして、被告に対し、求償金及び遅延損害金の支払いを求めた。被告は、本件契約は特定商取引法に定める訪問販売に該当し、申込みを撤回する旨の意思表示をしたと主張した。また、補助参加人は、本件商品の質及び価格に関する重要事項の不実告知(法4条1項1号)を行い、宝石は後まで残る財産であるとの断定的判断を提供し(法4条1項2号)、被告を退去困難に陥らせ(法4条3項)、これにより誤認または困惑を生じた結果本件契約の締結に至ったものであると主張した。また、商品の対価その他の取引条件について、不利益事実の不告知(法4条2項)を行ったと主張し本件契約を取消す旨の意思表示をした。そして、法5条及び4条の類推適用によって、本件保証委託契約自体も取消すと主張した。	被告は、補助参加人の店舗を頻りに訪れ本件商品を自ら希望して本件販売契約に至ったものであり、訪問販売には該当しないから特定商取引法による申込みの撤回はできない。単に宝飾品の買取業者や鑑別業者が査定した価格と販売価格との間に差異があることをもって、売主が、商品の質及び価格に関する重要事項につき不実の告知をしたということとはできない。本件契約において、補助参加人の従業員らが述べた内容はセールストークの域を出ず、補助参加人が被告に対し、将来における本件商品の価額その他変動が不確実な事項について断定的判断を提供したということとはできない。また、補助参加人が、被告が店舗から退去すべき旨の意思表示をしたにもかかわらず被告を退去させなかったと認めることはできない。本件契約の締結につき、不利益事実の不告知があったともいえない。以上により、法4条に基づく取消しをすることはできない。そして、法4条の取消し事由に該当するような違法な勧誘が行われたとはいえないから、本件保証委託契約が法5条及び4条の類推適用により取消し得るということもできないとした。
21	東京地裁平成25年 3月19日 判決	放送法の規定に基づき設置された法人である被控訴人と控訴人は放送受信契約を締結したが、その後、控訴人は受信料を支払わなくなった。このため、被控訴人は、控訴人に対し、本件契約に基づき未払い受信料及び約定遅延損害金の支払いを求めた。控訴人は、被控訴人の会計検査院法27条違反、放送法27条違反、放送法4条及び14条違反などを理由に、本件契約が民法90条に違反し無効であると主張した。また、法4条1項1号による本件契約の取消しを主張した。さらに、本件契約に基づく受信料債権は、民法173条による2年の短期消滅時効または民法169条の定期給付債権として5年の短期消滅時効により消滅するとして、消滅時効を援用する旨の意思表示をした。原審は、被控訴人の請求を全部認容した。	控訴人が主張する事情はいずれも控訴人と被控訴人との間の本件契約の目的及び内容が公序良俗に反することを認めるに足りるものではなく、本件契約は民法90条に違反するとは認められない。本件契約は法人である被控訴人と個人である控訴人の間で締結された契約であるから消費者契約であり、法の適用を受ける。しかし、本件契約の締結時において、法4条1項1号の要件を充足する事実は認められない。本件受信料債権については、民法169条の適用があり、弁済期から5年間これを行使しないときは時効消滅する。しかし、本件受信料債権の消滅時効は、控訴人の配偶者による債務の承認により中断した。控訴人は、配偶者による債務の承認がなされた時点で、既に消滅時効が完成していた本件受信料債権について消滅時効を援用することができないとして控訴を棄却した。
22	東京地裁平成25年 3月26日 判決	消費者である原告は、肩こりや頭痛などの症状についてインターネットで通院先を探し、被告らとの間でカイロプラクティックの施術契約を締結し、施術を受けた。原告は、被告らが、原告の猫背、頭痛、肩こりはカイロプラクティックによる施術によって治るとは限らないにもかかわらず、それを故意に告げず、かえって、原告らの症状が治ると将来における変動が不確実な事項につき断定的判断を提供したため、原告は、本件各施術によって症状が治るのが確実であると誤認したと主張し、法4条2項により本件各施術契約を取消す旨の意思表示をし、不当利得の返還請求をした。	カイロプラクティックの施術における「猫背、頭痛、肩こりの症状を改善させる効果の有無」については、消費者契約の目的となる役務についての「質」に該当すると認められる。被告らが、本件各施術によって猫背、頭痛、肩こりの症状が改善していく旨の説明をしたことは認められるが、施術によって症状が改善しないと認めることはできないから、被告らが本件各施術によって症状が改善しないにもかかわらず改善する場合があると告げたと認めることはできない。また、被告らが、原告に対し症状が軽減、消失しないことを告知しなかったことが法4条2項に反するとはいえない。そして、被告らが「猫背、頭痛、肩こりが治る」などという断定的明言をした事実を認めることはできず、原告において、猫背、頭痛、肩こりが確実に治ると誤信したと認めることは困難である。被告らが、症状が改善しない場合があることを故意に告げなかったとも認められない。以上により、原告の本件各施術契約の申込みの意思表示につき、法4条2項に基づいて取消すことはできないとして、原告の請求を棄却した。

23	東京地裁平成25年 3月27日 判決	<p>放送法の規定に基づき設置された法人である被控訴人と控訴人は放送受信契約を締結したが、その後、控訴人は受信料を支払わなくなった。このため、被控訴人は、控訴人に対し、本件契約に基づき未払い受信料及び約定遅延損害金の支払いを求めた。控訴人は、被控訴人の会計検査院法27条違反、放送法27条違反、放送法4条及び14条違反などを理由に、本件契約が民法90条に違反し無効であると主張した。また、本件契約は消費者契約であり、被控訴人が控訴人に重要事項である受信契約の内容を十分に説明していないなどとして法4条1項1号による本件契約の取消しを主張した。さらに、本件契約に基づく受信料債権は、民法173条による2年の短期消滅時効または民法169条の定期給付債権として5年の短期消滅時効により消滅するとして、消滅時効を援用する旨の意思表示をした。原審は、被控訴人の請求を全部認容した。</p>	<p>本件受信契約が公序良俗に反するとはいえない。放送受信契約は、放送法64条2項によりその締結を義務付けられている上、同条3項において、同契約の条項につきあらかじめ総務大臣の認可を受けなければならないとされていることからすれば、当事者の自由意思により締結されるものとはいえないから、放送受信契約の締結について法4条1項が適用される余地はない。本件受信料債権については、民法173条に定める債権には該当しない。本件受信料債権は、本件受信契約という基本契約に基づいて発生し、受信規約により月額が定められ、2カ月毎に支払うことを内容とするものであるから、基本権たる定期金債権から派生する支分権として、民法169条に定める債権に該当する、として控訴を棄却した。</p>
24	東京地裁平成25年 4月19日 判決	<p>本訴では、不動産業者である原告が、土地の買主である被告に対し、被告の売買代金未払いを理由に売買契約を解除した上、売買契約の違約金条項に基づき、売買代金の20%相当額から既に受領済の代金を控除した額及び遅延損害金の支払いを求めた。反訴では、被告が原告に対し、主意的には原告の建築条件(土地の売主が同土地上の建物の建築も請け負うという条件)を付さないという義務違反及び融資協力義務違反を理由に売買契約を解除した上、原状回復義務の履行として、支払済代金の返還及び売買契約の違約金条項に基づく違約金の支払い並びに遅延損害金の支払いを求めた。そして、予備的には第一に、原告が重要事項である建築条件について事実と異なることを告げて被告を誤認させたとして法4条1項1号または法4条2項による売買契約の取消し、または錯誤無効を主張して支払済代金及び遅延損害金の支払いを求め、第二に、被告は売買契約を手付解除したとして、原告に対し、支払済代金から手付金を控除した額及び遅延損害金の支払いを求めた。</p>	<p>原告は、被告との間で、建築条件なし及び更地渡しをすることに合意して本件売買契約を締結したにもかかわらず、建物建築についても原告に請け負わせ、ひいては本件土地上の建物の解体費用を事実上被告に負担させる意図を隠して仮請負契約書を作成させ、原告と建築請負契約を締結させようと強引な営業活動を行ったことが認められるものの、原告と建築請負契約を締結しなければ本件土地を引き渡さない、現実に具体的な解体費用を被告に請求したなどの客観的事実はなく、債務不履行とまでは認められない。また、融資協力義務についても原告に債務不履行があると認められない。本件売買契約において、建築条件が付されていないことや更地渡しであることは法4条4項2号にいう重要事項に該当するが、重要事項についての不実告知、不利益事実の不告知は認められない。他方、被告が原告に対し行った解除の意思表示は手付解除として有効であると認められるから、原告は、被告に対し、既に受領済の売買代金から手付金を控除した額及び遅延損害金を支払う義務があるとした。</p>

(2) 不当な契約条項 (8~10条) 関連

	判決	原告(控訴人、上告人)の主張	判決の内容
1	旭川簡裁平成23年6月21日判決	放送受信契約に基づいて受信料の請求をした原告に対し、被告は、受信規約9条が受信機を廃止すること以外に受信契約解除の方法を認めていないのは消費者の利益を一方的に害するもので、法10条に違反しているため無効であり、被告は何らかの方法で解除の意思表示をすればよいと主張した。	原告の放送を受信することのできる受信設備を設置した者に契約締結義務を負わせる(放送法32条(当時))という規定の仕方からは、双方の合意による契約を前提にした消費者契約法は、受信契約には適用されないとして原告の請求を認容した。
2	神戸地裁平成23年10月14日判決	店頭取引業者である被告との間で外国証拠金為替取引を行った原告は、被告が市場実勢から大幅に乖離(かいり)した価格設定を行ってロスカットしたことにより原告に取引差損が生じたとして、被告に対して不法行為責任に基づく損害賠償を請求した。本件取引契約における約款には、被告の本店所在地を管轄する裁判所を専属的管轄とする旨の条項があるが、その後「被告の本店または支店の所在地」と改訂されている。本件訴訟は被告の本店所在地を管轄する裁判所に提訴されたところ、原告は、改定後の約款についてシステムにログインして合意していることから、被告の支店を管轄する裁判所への移送を申し立てた。その際、専属管轄裁判所を定める約款の規定は、法10条に違反するとして、無効であると主張した。	電磁的記録の約款上の管轄条項によってなされる管轄合意については、当該管轄合意を除いた合意をすることができない仕組みになっていることが多く、取引開始時において紛争を前提とした管轄条項に顧客が関心を払うことは通常ありえないこと等からみると、管轄合意について特段の事情がない限り、法定管轄を排除しないで合意した裁判所との併存を認める旨の合意をしたと解するのが相当である。本件では、特段の事情はなく、排他的な合意管轄とは解せないため、原告の管轄の利益を一方的に害し消費者の権利を制限するものとはいえず、法10条違反には該当しないとした。
3	東京地裁平成23年12月1日判決	被告は、ウェブサイト上でパック旅行の募集していたが、その際誤って本来の価格の5分の1程度の価格を表示していた。これを見た原告がインターネットを利用して申し込んだところ、被告から誤表示金額の内容で予約が成立した旨のメールが送信され、その後原告がクレジットカード情報を提供したことにより予約完結権が行使された形となった。しかし、被告は誤表示価格のままでは原告をツアーに参加させないと主張して、結局原告はツアーに参加できなかったため、債務不履行及び不法行為による損害賠償を請求した。本件では、予約契約及び本契約の成立の可否が問題となったが、被告は、本契約の約款には、通信手段による申込みの場合、契約の成立には被告の承諾を必要とする旨の規定があるため本件契約は成立していないと主張したのに対し、原告はこの規定は法10条に違反するため無効であると主張した。	約款の規定振りからすると、通信手段によって予約が成立した場合は、顧客からクレジットカード情報等の申し出があれば被告は原則として契約締結を承諾せねばならず、クレジットカードでの支払が確実になされない危険があるような場合に限って拒否することができるものと解する。そうすると当該条項が消費者の権利を制限し、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものとはいえないとした。その上で、本件では原告のカード情報提供に対して、被告が承諾を拒否できる事情は認められないので、誤表示の内容による契約が成立しているとして、被告には債務不履行責任があるとした。
4	東京地裁平成24年1月18日判決	原告が建物の所有権を取得して賃貸借契約の賃貸人の地位を承継し、本件建物の現行賃料が近隣相場と比較して低廉であると主張して、本件契約の賃料が適正賃料に増額されたことの確認を求めるとともに、被告が約定更新料を長期間支払わないことにより当事者間の信頼関係が破壊されたため本件契約を解除したと主張し、本件建物の明渡しと未払い更新料の支払いを請求した。	賃貸人と被告は、本件賃貸借契約の更新に当たり、更新契約期間を3年間として1年延長する一方で、同期間終了後は2年毎の自動更新に戻すこと、その際の更新料は従前どおり新賃料の1ヵ月分とすることにそれぞれ合意した。被告は、更新に当たって更新料免除合意が成立したと主張するが、更新料免除合意を認めるに足りる証拠はない。被告は、更新料の合意は法定更新には適用がないと主張するが、本件契約書により合意されていることが認められる。被告は、更新料の合意は法10条に反するものとして無効であると主張するが、賃貸借契約書に一義的かつ具体的に記載された更新料条項は、更新料の額が賃料の額、賃貸借契約が更新される期間等に照らし高額に過ぎるなどの特段の事情がない限り、法10条には該当しないと認められる。本件契約書に記載された更新料の合意は、更新期間2年間に対して新賃料の1ヵ月分の更新料の支払いを定めたものであり、特段の事情は認められず法10条には該当しないと認められる。以上により、原告の請求を認容した。

5	旭川地裁平成24年 1月31日 判決	放送法の規定に基づき設置された法人である被控訴人と控訴人は放送受信契約を締結したが、その後、控訴人は受信料を支払わなくなった。このため、被控訴人は、控訴人に対し、本件契約に基づき未払い受信料及び約定遅延損害金の支払いを求めた。控訴人は、規約9条は受信契約の解約方法を著しく制限し、消費者の利益を一方的に害する条項であるから法10条に反し無効であり、控訴人は被控訴人に対し本件受信契約の解約の意思表示をしたから本件受信契約は終了していると主張した。	控訴人が本件受信契約の解約の意思表示をした事実は認められない。旧放送法32条1項(新法64条1項)の規定は合理性を有し有効な規定であり、受信設備の廃止についての立証がない限り、受信契約の終了を認めることはできない。また、旧放送法32条(新法64条1項)及び規約9条が、民法1条2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものに当たるとはいえないとした。
6	東京地裁平成24年 2月14日 判決	原告は、被告との間で定期建物賃貸借契約、自動車駐車契約、倉庫賃貸借契約を締結した。被告は、本件各契約締結当初から、原告に無断で、本件建物、駐車場及び倉庫を第三者に使用させており、原告は、被告に対し本件各契約を解除する旨の意思表示をした。原告は、被告に対し解除による損害金、違約金等の支払いを求めた。被告らは、本件建物賃貸借契約における賃料倍額損害金の約定が法9条に違反し無効であると主張した。	賃貸借契約終了後は、賃料相当損害金が発生することはもとより、それ以外にも、賃料の督促や解除手続明渡しに至るまでの費用負担、占有排除後新賃借人入居までの空白期間が生ずることなど、正常に賃貸借契約が継続している場合に比して、格段に重い負担が賃借人に発生することが認められるから、賃料倍額損害金の約定が、解除に伴い賃借人に生ずべき平均的な損害の額を超えるものとは認められないとして、原告の請求を認容した。
7	東京地裁平成24年 3月5日 判決	原告は、被告から土地を賃借し、その土地上に建物を所有して飲食店を営んでいたが、被告からマンションの建築計画のため建物及び賃借権の売却を打診され、その条件に合意した上で、確実に売買契約が締結されるものと信頼して飲食店を廃業した。その後、被告が売買契約の締結を拒否したので、原告は、被告には契約締結上の過失があるとして不法行為に基づく損害賠償を請求した。売却を打診された際の合意書13条には「権利調整が不調に終わったときは原告は損害賠償をしない」旨の記載があるが、これは法8条により無効であると主張した。	本件合意書の同条項は、事業者の債務不履行または不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項であるから、法8条1項3号に該当する。したがって、同条項の合意は無効であるとして、原告の請求を認容した。
8	東京地裁平成24年 5月23日 判決	貸主との間で、借地借家法38条の定期建物賃貸借として賃貸借契約を締結した原告が、遅延損害金の約定は法9条に違反し、損害賠償額の予定は法9条、10条に違反するとして無効を主張した。	遅延損害金の約定及び損害金を賃料の倍額とする合意は「損害賠償を予定し、又は違約金を定める条項」ではなく、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものとはいえないから、法9条、10条違反はないとした。
9	東京地裁平成24年 5月30日 判決	賃貸借契約書における更新料条項は法10条により無効となると主張した。	賃貸借契約書に一義的かつ具体的に記載された更新料条項は、特段の事情がない限り法10条には当たらない、として、法10条該当性を認めなかった。
10	東京地裁平成24年 7月30日 判決	賃借人は賃借人と不動産の賃貸借契約を締結していたが、本件賃貸借契約中、更新料の支払いを定める条項は、消費者の負担する義務を加重し、信義誠実の原則に反して消費者の利益を一方的に害するものであるから、法10条により無効であると主張した。	賃貸借契約書に一義的かつ具体的に記載された更新料条項は、特段の事情がない限り法10条には当たらない、として、法10条該当性を認めなかった。
11	東京高裁平成24年 10月25日 判決	各保険契約の保険契約者兼被保険者である控訴人が、保険者である被控訴人に対し、控訴人と被控訴人との間において本件各保険契約がいずれも存在することの確認を求めた事案の差戻後控訴審。	被控訴人においては、本件各保険契約の締結時、契約の中で保険契約者が保険料の支払いを怠った場合についてその権利保護のための配慮がされている上、保険料の払込みの督促を行う態勢が整えられており、かつ、その実務上の運用が確実にされていたとみることができるから、本件失効条項が信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものとして法10条により無効であるとすることはできず、また、民法90条に反するものともいえないとした。

12	東京地裁平成25年 1月17日 判決	<p>被告である消費者は、訴外銀行に被告名義の銀行口座を開設して当座貸越契約を成立させ、同時に、原告である信販会社との間で保証委託契約を成立させて、原告は訴外銀行との間で連帯保証契約を締結した。訴外銀行は、被告に対して50万円を貸し渡したが、被告が第三者に口座を貸与したことが判明したことから、被告に対して期限の利益を喪失させる旨通知した上、原告に対して保証債務の履行を求めた。原告は、訴外銀行に対し本件当座貸越契約に基づく元金及び遅延損害金を支払い、被告に対して当該金額と約定遅延損害金の支払いを求めた。なお、被告は、パチンコの打ち子の仕事をしようとしたところ勝手にキャッシュカードが作られて送付された旨の相談を居住地消費生活センターに行き、相談員から訴外銀行へ連絡したところ、訴外銀行の担当者は、被告から、打ち子の仕事をしようとした会社に身分証明書のコピーを渡したと、本人確認書類を見せた上でキャッシュカードを受け取ったことなどを確認し、被告の了解のもと本件口座の閉鎖を行った。被告は、打ち子の仕事のため会社に保証金を支払っており、被告の口座に振り込まれた50万円も会社に振り込んでいた。</p>	<p>被告は、訴外銀行において被告名義でネットローンの手続がされることを認識しており、当座貸越契約や保証委託契約を締結することになっているなどのネットローンの手続の詳細を認識していなかったとしても、こうした手続を行う包括的な代理権を被告がパチンコの打ち子の仕事をしようとした会社に付与したものであり、50万円という金額についても、その金額を会社に渡していることからして、承認していたものと認められるとした。被告は、ネットローンの規定に同意した上、被告名義で本件口座を開設し、当座貸越契約及び保証委託契約を締結し、50万円の融資を受けることについて、会社に対して代理権を与えたと認められるから、これらの行為の効果は被告に帰属するとして、原告の請求を認容した。なお、訴外銀行のパスワードによる本人確認方式は法10条により無効である、とした被告の主張は否定された。</p>
13	東京地裁平成25年 1月31日 判決	<p>電気通信事業者である被告との間で、携帯電話を利用する2年間の通信サービス定期契約を締結した原告が、契約期間の途中で解約したところ、被告から同契約の解約金条項に基づき、解約金の支払い請求を受けた。原告は、法9条1号または法10条により一部無効であると主張した。</p>	<p>法9条1号にいう平均的損害は、同一の区分に分類される同種の契約について、期間満了まで継続していれば被告が得られたであろう通信料収入等を基礎に算出すべきである。定期契約の契約解除者の契約開始から解除までの平均期間は11.59カ月間である一方、定期契約における1契約あたりの被告の平均月額売上は5624円であり、定期契約を期間途中で解除されたことにより被告に生じる平均的損害の額は6万9793円となる。したがって、本件契約解除料の額が被告に生じる平均的な損害の額を超えるということはできないから、法9条1号には違反しない。また、本件契約解除料条項は、民法1条2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものに当たらないことは明らかであるから、法10条に違反しないとして、原告の請求を棄却した。</p>
14	東京地裁平成25年 2月5日 判決	<p>原告が、信託銀行である被告に対し、遺言による財産承継信託手数料名目で金銭を支払ったが、財産承継信託に係る契約は不成立であり、仮に財産承継信託に係る契約が成立していたとしても、信託手数料または信託報酬が返還されない旨の本件不返還条項は法9条または10条により無効であると主張し、不当利得の返還を請求した。</p>	<p>原告と被告の間では、原告が死亡して遺言の効力が発生したときに遺言執行者として本件信託の設定を実現するという内容の財産承継信託契約が締結されたものであり、財産承継信託契約に本件不返還条項が含まれることも明らかである。本件不返還条項は、損害賠償の予定または違約金を定める条項ではないから、法9条1号により無効であるということではできない。また、本件不返還条項は同業他社と比較して高額であるということもできないから、民法1条2項に反して消費者の利益を一端的に害するものではなく、法10条により無効であるということではできないとした。</p>
15	東京地裁平成25年 2月7日 判決	<p>消費者である控訴人が賃借していた建物につき、被控訴人が控訴人から賃料保証委託を受けて賃貸人との間で締結した賃料保証契約に基づいて、1カ月分の賃料等を支払ったと主張して、控訴人に対し、賃料及び手数料、遅延損害金の支払いを求めた事案の控訴審。原審は、控訴人と被控訴人との間の賃料保証委託契約及び被控訴人と賃貸人との間の保証契約が有効に成立し、被控訴人が賃貸人に対して1カ月分の賃料相当額を支払ったことが認められるが、一方で、控訴人から主張された控訴人の賃貸人に対する更新料等の返還請求権を自働債権とする相殺の抗弁を認めず、被控訴人の請求を認容した。</p>	<p>控訴人と被控訴人との間の賃料保証委託契約及び被控訴人と賃貸人との間の保証契約は有効に成立している。本件賃貸借契約における更新料は、賃料の1カ月相当額であり、それ自体高額とはいえず、他に更新料が高額過ぎるなどの特段の事情は認められないから、法10条に反し無効ということではできず、控訴人は賃貸人に対する更新料返還請求権を有しないから、同請求権を自働債権とする相殺は効力を生じない。また、控訴人が賃貸人に対して敷金返還請求権を有するとは認められないし、本件保証委託契約には、民法463条1項及び443条1項は適用されない。以上により、被控訴人の請求を認容した。</p>

16	東京地裁平成25年2月13日判決	消費者である控訴人が、被控訴人との間で賃貸借契約を締結し、契約が終了し物件を退去したにもかかわらず、被控訴人において自動送金の停止措置を講じなかったため、控訴人の銀行口座から本件賃貸借契約の1カ月分の賃料相当額が3回にわたって引き落とされ被控訴人の銀行口座に振込送金されたと主張し、被控訴人に対し、不当利得の返還請求を行った。原審は、控訴人の請求を棄却した。	本件契約書においては、本件賃貸借契約の契約期間は5年間であることの記載があり、本件約款中に6カ月の退去予告期間の定めがある。本件賃貸借契約は、民法617条1項2号に従い、控訴人が解約申入れをした日の翌日から起算して3カ月の経過により終了する。また、本件約款には、契約期間中に解約もしくは退去する場合、被控訴人に対し契約期間満了までの残賃料相当額を一括で支払う旨の定め(残賃料支払合意)が置かれているが、これが暴利行為であり公序良俗に反するということはない。また、残賃料支払合意は、法9条1号にいう消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項に該当するが、控訴人が本件賃貸借契約終了後に被控訴人に対して支払った賃料相当額は賃料の1カ月分であり、この1カ月分の支払額が、法9条1号にいう平均的な損害の額を超えるとは認められない。以上により、控訴人の請求を棄却した。
17	大阪簡裁平成25年2月22日判決	被告幼稚園は、平成24年3月に授業料の値上げを通知したほか、入園式の日程を変更した。被告幼稚園に入園する契約を締結していた原告が、被告に対し入園辞退を申し出たところ、入園金は返還しない旨告げられた。このため、原告は被告に対して、契約を解除したとして既払いの入園金の返還を求めた。	被告幼稚園への入園希望者の入園辞退は、入園際に授業料を値上げし、入園式の日程変更をしたという被告側の有責の事情が原因であり、当該入園辞退には合理的な理由がある。理由のいかんを問わず既払いの入園金を返還しないという合意は信義則に反するものであって、消費者の権利を制限し、消費者の利益を一方的に害するものであるから、法10条により無効となつた。
18	東京地裁平成25年3月5日判決	控訴人は、被控訴人との賃貸借契約終了後、本件賃貸借契約におけるクリーニング費用については賃借人の負担とする旨の特約は法10条により無効であるとして、被控訴人に対して賃貸借契約締結時に差し入れた敷金の返還を請求した。原審は、本件敷金のうち控訴人に対して返還を要する額は賃貸借契約に係る約定に基づき控訴人が負担すべき金額を控除した残金である、との被控訴人の主張を認め、その限度で控訴人の請求を認容した。	本件特約は、本件賃貸借契約の終了に際し、建物の通常の使用に伴い生ずる損耗に係る原状回復費用の一部とみるべきクリーニング費用を賃借人である控訴人に負担させる内容のものであり、控訴人に本件特約に基づく義務が認められるためには、控訴人と被控訴人との間において、本件特約の内容が明確に合意されていることが必要であるところ、本件賃貸借契約の締結に当たっては、書面を交付し、本件特約の内容を含む事項について明確に説明していることが認められるから、控訴人と被控訴人との間においては、本件特約の内容が明確に合意されていたと認められる。また、本件特約は任意規定の適用による場合に比して消費者である賃借人の義務を加重するものというべきであるが、クリーニング費用の額として通常想定される額が賃料の額等に照らして格別高額なものということはないことなどからすれば、本件特約が直ちに信義則に反して賃借人である控訴人の利益を一方的に害するものということとはできず、法10条により無効であるということとはできず、控訴を棄却した。
19	東京地裁平成25年3月13日判決	消費者である被告が賃借人から建物及び駐車場を賃借した際、原告が被告の委託を受けて賃料等債務を連帯保証した。賃借人は、原契約の賃料等不払解除を理由として、被告に対し居室及び駐車場の明渡しを求める訴えを裁判所に提起し、当該訴訟については、本件建物賃貸借契約の合意解約、期限日までの明渡し猶予及び同日限り明渡しを内容とする裁判上の和解が成立している。原告は、被告の賃料等不払により保証契約に基づいて債務を履行したとして、求償権に基づき、被告に対して敷金充当後の残債務及び遅延損害金の支払を求めた。被告は、本件建物賃貸借契約において、居室及び賃料の変更があったが、原告と被告の間で変更後の契約について保証委託契約が成立した事実はないと主張した。また、被告から解約を申し出たにもかかわらず賃借人らが解約手を怠っていたために解約、退去ができない状態になっていたのであり、本訴請求は消費者の利益を一方的に害するものであるから法10条に反して無効であると主張した。	被告と賃借人の間では、原契約の一つである本件建物賃貸借契約について、居室と賃料を変更する旨の契約が締結されており、この変更について、原告に報告がされ原告が承諾したことが認められる。原告が承諾した日以降、保証委託契約及び保証契約は効力を有するに至ったものと認められ、変更後の本件建物賃貸借契約に関して別途保証委託契約が締結されていないとしても、変更後の居室に係る賃料等その他の債務に係る求償債務を被告が免れることはできない。また、被告と賃借人との間では、本件建物賃貸借契約に関し別件和解が成立しているから、明渡し期限日までの賃料等の請求は不当なものとはいえず、被告の利益を一方的に害するものともいえないとして、原告の請求を認容した。

20	東京地裁平成25年3月26日判決	<p>消費者である原告は、貸金業者である被告との間において、金銭消費貸借契約に関する基本契約を締結し、利息制限法の制限利息を超過する約定利率で借入と弁済を繰り返した。平成17年4月、原告と被告は本契約のローン債務について残元金等の額を確認し、残元金について利息を付けず毎月一定金額を分割して返済すること、原告と被告の間には他に何らの債権債務もないことを確認する(本件清算条項)ことなどを内容とした和解契約を締結した。原告は、被告との間の取引は一連の取引であり、これについて利息制限法の引直計算を行うと過払金が生じており、被告は本件取引について悪意の受益者であったとして、不当利得返還請求権に基づき、本件取引の過払金及び法定利息の支払いを求めた。原告は、本件和解契約について、自己に有利なものであると誤信して締結したものであって錯誤により無効であること、原告が本来有し行使し得る過払金返還請求権を放棄させ、かつ、本来負うべきではない債務を負担させるものであって法10条により無効であること、暴利行為であって公序良俗に反し無効であること、などを主張した。</p>	<p>本件和解契約は、本件取引による貸金残債務の額とその支払方法を定めたものであり、原告と被告の間では、民法696条により、被告が本件和解契約の内容どおりの残債権を有することが確定したことになり、原告が錯誤無効を主張して債権の存在を否定することは許されない。また、本件清算条項は、過払金債務の存否にも及んでいないと解される。原告が過払金返還請求権の存在を現に認識していたか否かにかかわらず、原告が本件和解契約の錯誤無効を主張することは、本件和解契約の確定効に反して許されない。本件和解契約において、現在では大勢として採用されなくなった解釈を前提に残債務額を算定し、それを前提に互譲により和解内容を決したとしても、直ちにそれが消費者である原告に一方的に不利益な内容であり、公序良俗に反する暴利行為とまでは認めがたい。また、和解の内容が過払金返還請求権の減免を行うものであったとしても、直ちに法10条に反するとか、公序良俗に反するとまではいえない。したがって、原告の被告に対する過払金返還請求権は、本件和解契約により消滅したというべきであるとして、原告の請求を棄却した。</p>
21	東京地裁平成25年4月19日判決	<p>原告X1及びX2が、スイス連邦法を準拠法として設立された法人である被告にそれぞれ口座を開設し、金銭を預託していたところ、被告から同社株式に対する投資の勧誘を受け、本社株式をそれぞれ取得したが、被告の勧誘行為は適合性原則及び金融商品取引法等に基づく説明義務に違反するものであり、その後本件株式の価値が下落したことにより損害を受けたなどと主張して、被告に対し、不法行為に基づく損害賠償を求めた。</p>	<p>本件契約においては、本件各口座開設契約に伴って発生する全ての紛争について、チューリッヒを専属的管轄地とする旨の規定(本件管轄合意)がある。国際的専属的管轄合意の成立及び効力に関する準拠法は、法廷地たる日本の国際民事訴訟法となり、法例7条は適用されない。本件管轄合意が原告らにとって著しく不公平、不公正であるとはいえず、公序法に違反するとはいえない。本件管轄合意は消費者契約に該当するが、その内容、成立経緯などに照らすと、被告が原告らとの間の情報や交渉力の格差を利用して、殊更被告らに一方的に不利益な内容の合意をさせたなどの事情は認められない。したがって、本件管轄合意は、原告らの利益を一方的に害するものとはいえないから、法10条には違反しない。以上により、本件管轄合意は、有効に成立していると認められ、本件は日本の裁判所に国際裁判管轄権がなく訴訟要件を欠き不適法であるとした。</p>
22	東京地裁平成25年6月18日判決	<p>不動産業者である被告から居室を賃借していた原告が、賃貸借契約の解約後、被告に対し、敷金の返還、賃料前払特約の法10条違反による無効に基づく不当利得の返還及び慰謝料の支払いを求めた。被告は、敷金返還請求に対しては通常修補特約に基づく相殺、合鍵交換費用に基づく相殺、3カ月の解約予告特約に基づく相殺を主張した。</p>	<p>建物の賃借人について、その賃貸借において生ずる通常損耗についての原状回復義務を負わせるには、賃借人が修補費用を負担することになる通常損耗の範囲が賃貸借契約書の条項自体に具体的に明記されているなどによって、その旨の特約が明確に合意されていることが必要である。本件においては、修補の対象となる通常損耗の範囲が一義的に明記されている上、これに要する負担についても「概ね賃料の約1カ月分に相当」と明示されていることから、これを前提に本件契約の締結に至ったことで、これに該当する通常損耗の修補については原告が負担する旨の特約が明確に合意されたものと認められる。よって、被告がクリーニング等費用を自働債権として敷金返還債務との間で行った相殺は有効である。また、合鍵交換費用について被告が自働債権として敷金返還債務との間で行った相殺についても有効である。賃料前払特約の有効性については、本件前払条項は賃貸借取引一般において広く採用されている内容であって十分に合理的であるし、その有効性を疑わせるような事情もないから、法10条には反しないとして原告の請求を棄却した。</p>

(3) 消費者団体訴訟に係る判決

	判決	原告(控訴人、上诉人)の主張	判決の内容
1	大阪地裁平成24年11月12日判決	適格消費者団体である原告が、建物賃貸借契約書における、成年後見、被保佐人の宣告を受けた際は直ちに契約が解除できる等の約款の意思表示を行うことの差止請求をした。	本件解除条項のうち、成年被後見人及び被保佐人の開始審判や申立てについては、賃借人の資力とは無関係な事由であり、申立てによって財産の管理が行われることになるから、むしろ賃料債務の履行が確保される事由といえることができるとし、約款の一部につき、法10条該当性を認め、法12条3項に基づく差止を認めた。賃料の2倍の損害金を損害賠償額の予定として定める損害金条項については、信義則に反するとはいえず、法10条に該当しないとして差止を認めなかった。
2	京都地裁平成24年11月20日判決	適格消費者団体である原告が、電気通信事業者である被告に対し、契約期間を2年間の定期契約とした上で、基本使用料などを安く設定し、当該期間内に消費者が料金種別を変更または廃止する場合には消費者が解除料を支払うとする条項は法9条1号または法10条に反して無効であるとして、当該条項を含む契約約款を用いた意思表示の差止を求めた。	定期契約が解約されることにより被告に生ずる逸失利益に、平均解約期間と契約期間である2年間との差の期間を乗じた金額を平均的損害とすべきであるとした上で、本件定期契約における平均的損害の額は、被告が設定する解除料の額を上回るため法9条1号には反しないとした。また、解約金条項は信義則に反して消費者の利益を一方向的に害するものとはいえないから法10条には反しないとして、原告の請求を棄却した。
3	大阪高裁平成24年12月7日判決	適格消費者団体である控訴人が、電気通信事業者である被控訴人に対し、契約期間を2年間の定期契約とした上で、基本使用料金を通常の契約の半額とし、当該期間内に消費者が解約する場合には解約金を支払うとする条項は法9条1号または法10条に反して無効であるとして、当該条項を含む契約約款を用いた意思表示の差止を求めた事案の控訴審。	契約期間開始日から中途解約時までの間の標準的基本使用料金と割引後基本使用料金との差額の累計額が平均的損害となるとした上で、本件解約金条項に基づく支払義務額はこれを下回るから、法9条1号には該当しないとした。また、契約期間が社会通念上不当に長いとは言えないこと、被告と消費者との間に同条項に基づく合意が成立していることなどを理由として、法10条には該当しないとして、控訴を棄却した。
4	名古屋地裁平成24年12月21日判決	適格消費者団体である原告は、専門学校である被告が定める学費不返還条項が法9条により無効であるとして、法12条3項に基づく差止請求をした。	学生が当該学校に入学することが客観的にも高い蓋然性をもって予測される場合は、特段の事情がない限り、授業料・諸会費等に相当する平均的損害が生じる。本件では、AO入試、専願入試であることから、2次募集の最終試験日までであれば、一定の水準をもった学生が確保できるのであるから、それ以前に解除した場合に学費を返還しないとする部分は、法9条1項により無効となるとして、法12条3項に基づく差止を認めた。
5	大阪高裁平成25年1月25日判決	適格消費者団体である被控訴人が、控訴人が使用している解約手数料条項は法9条1項、法10条に違反するとして、法12条3項に基づき、解約金を差し引くことを内容とする意思表示等の差し止めを求めた事案の控訴審。	具体的な冠婚葬祭の施行の請求がされる前に控訴人との間の各互助契約が解約された本件においては、損害賠償の範囲は原状回復を内容とするものに限定されるべきであり、契約の締結及び履行のために通常要する平均的な費用の額が平均的損害となるとして、控訴人の必要経費である振替費用、通知の作成・送付費用を超える部分については、法9条1項により無効となると判断した。一方、法10条には該当しないとした。
6	東京高裁平成25年3月28日判決	適格消費者団体である控訴人が、不動産賃貸業者である被控訴人に対し、被控訴人が不特定かつ多数の消費者との間で建物賃貸借契約を締結または更新する際に使用している契約書には、更新料の支払を定めた条項及び契約終了後に明渡しが遅滞した場合の損害賠償額の予定を定めた条項が含まれているところ、これらの条項が法9条1項及び法10条に反するとして、法12条3項に基づき、その契約の申込みまたは承諾の意思表示の停止等を求めた事案の控訴審。	本件更新料条項では、法定更新の場合も含めて更新料の支払義務は明記されており、本件更新料の額は、賃料の額、賃貸借契約が更新される期間等に照らして、特に高額過ぎる等の特段の事情があるとはいえないから、本件更新料条項は法9条1項及び法10条には当たらないとして、控訴を棄却した。



7	大阪高裁平成25年 3月29日 判決	適格消費者団体である控訴人が、電気通信事業者である被控訴人に対し、消費者が2年間の定期契約を契約期間の途中で解約する際に解約金を支払うことを定める解約金条項が、法9条1項及び法10条に反し無効であると主張し、法12条3項に基づき、本件解約金条項を内容とする意思表示をすることの差止を求めた事案、及び被控訴人との間で定期契約である通信サービス契約を締結し、本件解約金条項に基づき、被控訴人に対し解約金を支払った控訴人らが、本件解約金条項は法9条1号及び法10条により無効であると主張して、被控訴人に対し、不当利得返還請求権に基づき解約金相当額及び遅延損害金の支払いを求めた事案の控訴審。	解約に伴う逸失利益から経費を控除した額を1カ月当たりの平均的損害とし、これに本件定期契約を中途解約した契約者の平均解除時期を控除した残余期間(12.41カ月)を乗じた額が本件の平均的損害に当たるとした。また、本件解約金条項は、社会通念上著しい長期にわたって解約を制限するものではないこと、解約金が平均的損害を超えないこと、契約者は基本使用料割引の利益を受けられることからすると、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものとはいえず法10条には該当しないとした。原判決中、控訴人らの各請求についての被控訴人敗訴部分を取消した上で、同部分に係る控訴人らの各請求を棄却するとともに、控訴人らの各控訴をいずれも棄却した。
8	京都地裁平成25年 4月26日 判決	適格消費者団体である原告が、結婚式場等の企画運営等を業とする被告に対し、消費者が挙式披露宴実施契約を解約する際に解約の時期に応じて被告に所定のキャンセル料を支払うことを定める条項が、法9条1号に定める平均的損害を超える違約金を定めるものであり、無効であるとして、本件キャンセル料条項を内容とする意思表示の差止等を求めた。	本件キャンセル料条項は法9条1号に定める解除に伴う損害賠償の額を予定するものまたは違約金を定める条項に該当する。しかし、本件キャンセル料条項に係る各契約時期におけるキャンセル料の額を算定した上で、当該キャンセル料が各解約時期において解約された場合に被告に生じる平均的損害の額を上回るかを検討したところ、いずれも被告に生じる平均的損害の額を超えないとして、原告の請求を棄却した。
9	大阪高裁平成25年 7月11日 判決	適格消費者団体である控訴人が、通信事業者である被控訴人に対し、被控訴人の通信サービスに関する契約約款中の、契約期間中に料金種別を変更または廃止する場合に顧客が解除料を支払う旨の解約金条項が法9条1号または法10条に反し無効であるとして、法12条3項に基づき、解約金条項を含む契約約款を用いた意思表示をすることの差止を求めた事案(上記2)の控訴審。	本件解約料は、本件契約の解除によって被控訴人に生じる平均的な損害の額を下回っている上、本件契約における本件解約金条項が、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものであるということできないとして、控訴を棄却した。

## ＜消費者契約法における不当行為の例＞

不当行為の類型		具体的に想定される 不当勧誘行為・不当契約条項の例
不当な勧誘行為	誤認類型	
	(1) 不実告知 (4条1項1号)	「この機械を取り付ければ電話代が安くなる」と勧誘し、実際にはそのような効果のない機械を販売
	(2) 断定的判断の提供 (4条1項2号)	元本保証のない金融商品を「確実に値上がりする」と説明して販売
	(3) 不利益事実の不告知 (4条2項)	眺望・日照を阻害する隣接マンション建設計画を知らながら、「眺望・日照良好」と説明し、当該マンション建設計画の事実を説明しないで販売
	困惑類型	
(4) 不退去 (4条3項1号)	消費者の自宅等において、消費者が帰ってほしい旨を告げているのに、長時間にわたり勧誘	
(5) 退去妨害 (4条3項2号)	事業者の販売店等で、消費者が帰りたい旨を告げているのに、長時間にわたり勧誘	
不当契約条項の使用	(1) 事業者の損害賠償責任を免除する条項 (8条)	いかなる理由があっても事業者は一切損害賠償責任を負わないものとする条項
	(2) 消費者が支払う違約金等を予定する条項等 (9条)	消費者が解約した場合、支払済みの代金を一切返金しないとする条項
	(3) 消費者の利益を一方的に害する条項 (10条)	賃貸借契約において、借主に過重な原状回復義務を課す条項

※ 本資料は「消費生活相談の事例から見た消費者契約法の問題点と課題（中間整理）」（国民生活センター平成19年3月22日公表）より抜粋

## ＜参考URL＞

消費者の窓

(内閣府旧国民生活局で行っていた消費者政策の関係法令「消費者契約法」のページ)

<http://www.consumer.go.jp/kankeihourei/keiyaku/index.html>